

【障害者福祉センターの沿革】

1 設立までの経緯

昭和53年9月	障害者福祉センター建設についての請願採択	【請願の主な内容】団体事務室の設置、相談コーナーおよびリハビリテーションの場の設置、障害者自身の教養講座の実施 身体障害者福祉法に基づく、身体障害者福祉センターB型として設置。
昭和54年3月	武蔵野市障害者福祉センター設立推進連絡協議会の設置 上記団体が建設についての要望書を市に提出	
昭和54年6月	障害者福祉センター建設業者の決定	
昭和54年11月	障害者福祉センター完成。設立。	
昭和55年12月		

2 設立以降の経緯

昭和55年12月	施設貸出、施設長期貸出実施	【施設貸出】会議室、録音室、印刷室他 【施設長期貸出】千川作業所、いずみ作業所、各団体事務室
昭和56年5月	緊急一時保護事業開始 日常生活訓練事業開始	【日常生活訓練事業】ボランティア育成、障害者講習会 【機能回復訓練事業】センター文化祭などの事業
昭和56年6月	機能回復訓練事業開始	
昭和63年4月	センター用地拡充	別棟を長期貸出（レンガの会）し重症心身障害者の通所訓練事業を実施
7月	別棟「愛と和の家」完成	
平成元年10月	ひまわり作業所開設	いずみ作業所が2つの団体に分かれる（いずみ作業所⇒3階に移転、団体事務室⇒縮小）
平成3年4月	理学療法士、作業療法士の正規職員化し事業を直営化	機能回復訓練事業をリハビリテーション事業に変更 【背景】 ・機能回復訓練事業は団体に委託して実施していたが、徐々に高齢障害者のデイサービスの意味合いが強くなる ・幼児・児童向けのサービスの整備は遅れていた。
平成4年9月	デイホーム事業開始	利用期間の制限の設定に伴いその代用としてデイホーム事業を開始した。
平成5年4月	別棟名称変更 「愛と和の家」⇒「なごみの家」	障害者総合センターの設立に伴い、愛と和の家の事業は吸収合併された。 なごみの家は多目的施設として貸出。
平成11年4月	視覚障害者訓練事業開始	
平成12年4月	緊急一時保護事業を廃止	「なごみの家」を改修して（社福）武蔵野がショートステイ事業を開始。 緊急一時保護室⇒ショートステイ事業のバックアップ施設となる。
平成14年4月	リハビリテーション事業の非常勤理学療法士、作業療法士を嘱託職員化	【背景】 非常勤スタッフの確保や、専門技術の知識の蓄積などが課題だった日替わりの非常勤職員を嘱託職員化した。
平成19年4月	地域療育推進事業「ハビット」を開始	平成14年に嘱託職員化した理学療法士を相談員として配置。 個別相談、発達健診、保育園訪問などを実施。
平成21年4月	高次脳機能障害相談支援事業 「ゆいっと」開始	嘱託の相談員（言語聴覚士）を配置。 一般相談、登録相談、フリーサロンなどを実施。
	みどりのこども館が設立 「ハビット」移転	・ハビット⇒（社福）武蔵野に移管・社会福祉士や作業療法士⇒（社福）武蔵野に移管 ・臨床心理士などの専門職を配置し相談支援体制を強化
平成22年4月	障害者福祉センター事業の大幅リニューアル	【背景】センター内で活動していた小規模作業所（いずみ作業所、ひまわり作業所）の閉鎖⇒財源・人材の安定的確保と不足しているサービスの確保が目的 【市の事業】施設管理、施設貸出、リハビリ総合相談、通所移送事業、音楽療法、歯科相談、医療相談、失語症のデイサービス 【（社福）武蔵野の事業】生活リハビリサポートすばる、専門相談、機能訓練、生活介護 【社協へ委託】障害者講習会、ボランティア育成 【千川福祉会の事業】千川おひさま幼児教室（児童発達支援）、千川さくらっこクラブ（障害児学童）、千川作業所
平成29年4月	指定管理者制度の導入	【背景】 ・障害者総合支援法の施行 （計画相談（ケアプラン）の作成が義務付けなどきめ細やかな対応、サービスの質の向上の必要性） ・センター内事業の指揮命令系統が不透明で事業実施の効率化 ⇒館全体の管理も合わせて指定管理者制度へ移行することにより、効率的で効果的な運営を図り、全体の人数は効率化を図り削減しながら、専門職の常勤（正職）採用によって、課題となっている専門職の定着と支援の質の向上をはかった。 【市の事業】歯科相談、失語症のデイサービス 【（社福）武蔵野の事業】施設管理、施設貸出、生活リハビリサポートすばる、専門相談、機能訓練、生活介護、障害者講習会、医療相談 【社協へ委託】ボランティア育成事業、心のバリアフリー啓発事業 【千川福祉会の事業】千川おひさま幼児教室（児童発達支援）、千川さくらっこクラブ（障害児学童）、千川作業所